

29. (Gno.78) アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究

代表：伊藤 壽英

2017/02/15 (承認) 2017 年度 (開始)

【研究の目的】

グローバル化の進展に従い、アジア市場はますます経済的繁栄の中心となってきた。しかしながら、その法文化の多様性により、取引社会・識者・実務家の多くは、取引費用の増加をもたらす、市場経済の発展を阻害するとの危惧を表している。そこで、本研究は、アジアにおける法文化の多様性を理解し、さらに商取引における法の支配の確立のために、ありうべき法統一をどのように考えるかについて検討を進めることとする。

【研究活動及び成果】

総括

グローバルサプライチェーンの分断に伴う紛争解決手段について、いわゆる”Due Process Paranoia”による仲裁手続の問題点と、内在的に複数の関係者と複雑な関係を前提とするグローバルサプライチェーンの構造から、二当事者間の自治を前提とする仲裁の限界に関する問題点を研究した。とくに実務的な観点からは、訴訟化する仲裁手続の限界とともに、国際商事調停の可能性を模索するとともに、実体レベルについては、自律的ネットワーク性・関係定期契約理論の妥当性・コントラクトガバナンスの機能といった比較法的課題を検討した。